

お取引時の確認等に関するお願い

当金庫では「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（改正犯罪収益移転防止法）」に基づき、口座開設等の取引時確認が必要な際にお客さまの氏名・住居・生年月日・職業・取引を行う目的等について下記のとおり確認させていただきます。「お取引時確認」ができない場合、お取引をお断りすることがございます。

何卒ご理解とご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、ご提示いただきました本人確認書類の内容（本人特定事項、発行体、番号等）は、法律に基づいて金融機関に義務付けられた記録・保存のため、コピーまたは転記をさせていただきますのでご了承ください。

お取引時確認が必要な主なお取引

1. 口座の開設、ご融資、貸金庫、電子記録債権、保護預り、保険契約等のお取引を開始されるとき
2. 10万円を超える現金による為替取引（お振込、電話等の公共料金のお支払い、持参人払式小切手による現金の受取り等）
3. 200万円を超える現金のお預け、お引出し、両替をされるとき 等

お取引時の確認事項と確認書類

確認に利用できる書類の主な例は以下のとおりです。

確認事項	お持ちいただくもの（原本をお持ちください。）
① 本人特定事項 （個人のお客様） 氏名・住居・生年月日 （法人のお客様） 名称・所在地	個人 A窓口で下記の原本により確認させていただきます。 ●運転免許証、運転経歴証明書 ●各種健康保険証 ●国民年金手帳 ●個人番号カード ●住民基本台帳カード（写真付） ●旅券（パスポート） ●在留カード、特別永住者証明書等
	個人 B窓口で下記の原本により確認+郵送書類の到着をもって確認させていただきます。 ●住民票の写し ●住民票の記載事項証明書 ●印鑑登録証明書 ●戸籍謄本・抄本（戸籍の附票の写が添付されているもの）等
	法人 ●登記事項証明書 ●印鑑登録証明書 ●官公庁から発行・発給された書類で名称、本店もしくは主たる事務所の所在地の記載があるもの 等
② 取引を行う目的	窓口等で確認させていただきます。
③ 職業（個人）	窓口等で確認させていただきます。
事業内容（法人）	登記事項証明書、定款 等
④ 実質的支配者 25%を超える議決権を有する方の有無・氏名・住居・生年月日	窓口等で確認させていただきます。
	窓口等で確認させていただきます。

（注）有効期限のある書類の場合は、提示される日において有効である必要があります。

有効期限のない書類の場合は、提示される日の前6ヶ月以内に作成されたものに限りま。

◇ 個人のお客様の場合

取引時の確認事項のうち、表の①から③について確認を行います。

表Aの場合：①については運転免許証、各種健康保険証等のご提示

②③については取引の目的及び職業のご申告

表Bの場合：①については住民票の写などのご提示

②③については取引の目的及び職業のご申告
さらに、本人確認書類に記載の住所に取引関係文書を書留郵便等により転送不要郵便等として送付いたします。

◇ 法人のお客様の場合

取引時の確認事項のうち、表の①から④について確認を行います。

- ①については登記事項証明書、印鑑登録証明書等のご提示
 - ②については取引の目的のご申告
 - ③については登記事項証明書、定款等事業内容が確認できる書類のご提示
 - ④については実質的支配者に関する本人特定事項のご申告
- さらに、実際の取引の任に当たっている担当者の本人確認書類のご提示

その他ご留意事項

- 過去に確認させていただいたお客さまについても、取引を行う目的や職業等を確認させていただく場合があります。
- 特定の国に居住・所在している方との取引等をされる場合は、過去に確認させていただいたお客さまについても、上記事項の再確認をお願いすることがあります（その際には複数の本人確認書類等のご提示をお願いする場合があります）。
- お客さまに資産・収入の状況を確認させていただく場合があります。
- ご本人以外の方がご来店される場合は、ご本人とご来店される方、両方の取引時確認書類が必要です。この取引時確認書類がない場合には、お取引をお断りすることがありますのでご注意ください。
- 取引時の確認に当り、本人と特定事項を偽ってはなりません。本人特定事項を隠蔽する目的で本人特定事項を偽った場合には、罰則が適用されます。
- 詳しいことは、当金庫の窓口までお問い合わせください。

マネーロンダリング対策強化のため取引時確認方法が変わります。

平成 28 年 10 月 1 日からの主な変更点

1. 顔写真の無い本人確認書類の場合、別の本人確認書類の提示が必要となります。

例. 健康保険証等 + 別の本人確認書類(年金手帳等) の提示

または

+ 現住所の記載がある公共料金の領収書等の提示

など

2. 法人の取引担当者に対する権限の確認方法として

- 法人が発行した社員証等が使えなくなります。
委任状などの取引権限を証する書類のご提示、または、電話などにより確認させていただきます。
- 登記事項証明書に役員として登記されている方であっても、法人の代表権者として登記されていない場合は、委任状などの書類が必要になります。

3. 法人の実質的支配者として「個人」まで確認します。

法人の議決権の 25% 超を直接または間接に有している個人等が実質的支配者に該当します。

(ただし、他に 50% 超の議決権を直接または間接に有している個人等がいる場合等を除く。)